

関東地方整備局管内 工事事故事例 【令和元年度 6月期】



関東地方整備局
企画部 技術調査課

■工事事故発生状況

令和元年6月期(6/1～30)までに、関東地方整備局発注工事において**6件**の工事事故が発生。

| | 6月発生件数 | 累計件数 |
|--------|--------|------|
| 令和元年度 | 6 件 | 10 件 |
| 平成30年度 | 5 件 | 13 件 |

本資料においては、発生した事故の一部の事例について、発生事象や発生原因、本来とるべきと考えられた行動、事故を受けて立案された再発防止策等を紹介しています。

令和元年6月期 工事事故発生事例

【事故事例①】 バックホウのアームが架空線に接触し、架空線及び電柱を損傷

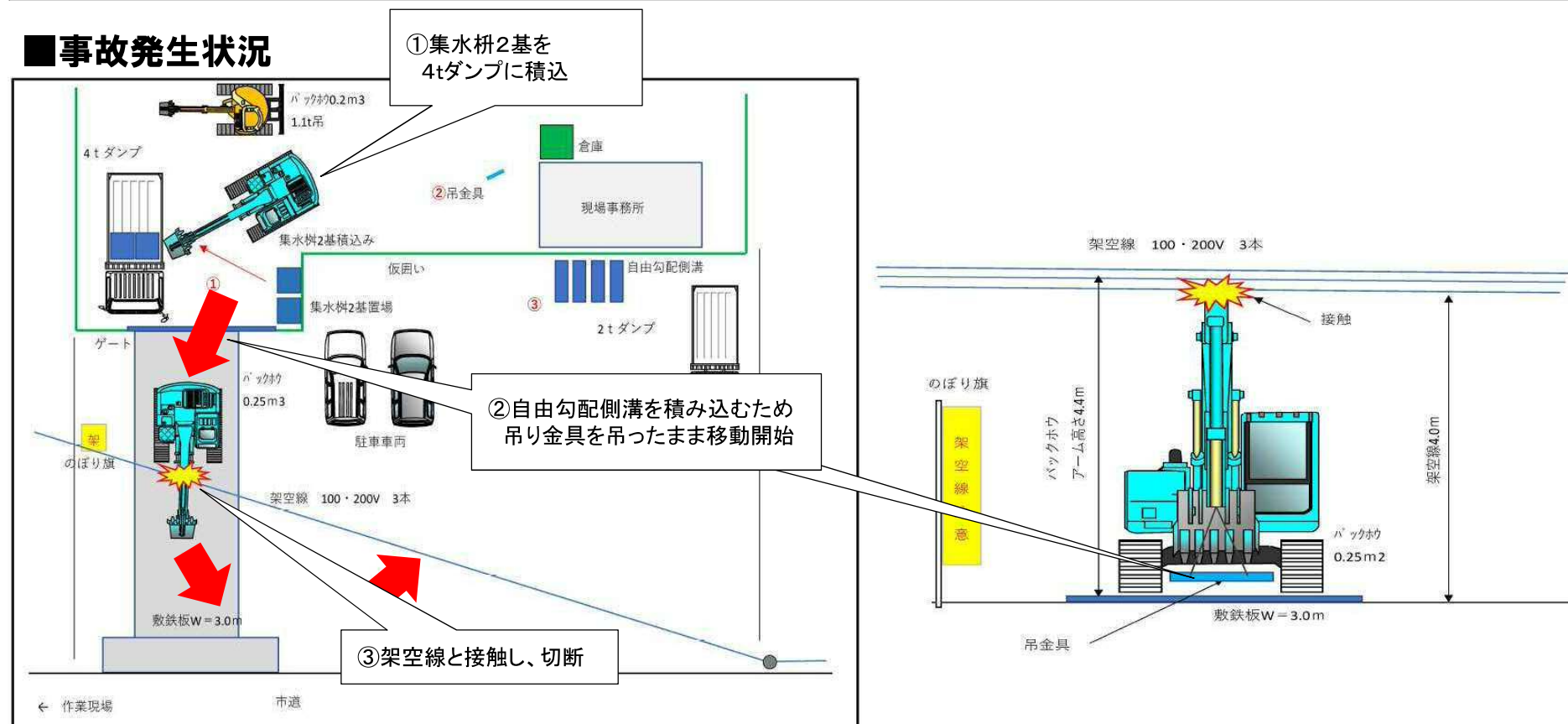
| | | | | | |
|------|--------|-------|-----------|------|----|
| 工事種別 | 一般土木工事 | 事故発生日 | 令和元年6月14日 | 気象条件 | 曇り |
|------|--------|-------|-----------|------|----|

■事故概要

公衆損害 - 架空線損傷

- ・バックホウにより資材をダンプに積込を行った後、更に別の資材の積込作業を行う為、バックホウを移動させる際に、架空線と接触し、切断した事故。
- ・吊金具を吊ったままの移動であった為、アームを上げたまま走行した。
- ・架空線に対する注意喚起として、“のぼり旗”を設置していた。

■事故発生状況



令和元年6月期 工事事故発生事例

【事故事例①】バックホウのアームが架空線に接触し、架空線及び電柱を損傷

発生要因

○資材の積込作業に関する周知不足により、オペレーターの独断作業

資材の積込作業について明確な指示がされておらず、オペレーターが独断で積込作業を実施した。

○アームをあげたままの移動

吊り金具を吊ったまま走行したため、バックホウのアームを上げた状態で走行した。

○架空線対策不足

注意喚起の“のぼり旗”を設置していたものの、接触のおそれのある架空線の下を通過する際に、必要な離隔距離を確保する措置や防護措置などを講じていなかった。

◆本来ならば・・・

- ・資材の積込作業について、適切な人員配置と明確な指示を行うべきであった。
- ・誘導員の配置により必要な離隔距離を確保する措置や高さ制限柵等の防護措置を講じるべきであった。

↳ 関係法令等：土木工事安全施工技術指針 第3章 第2節 架空線等上空施設一般

再発防止策

○作業手順の周知徹底と適切な人員配置

作業手順の周知徹底を行うとともに、架空線等上空構造物に対する重機の誘導員を配置する。

○吊り荷走行の（原則）禁止

吊り荷走行では、貨物から地面までの距離を適切に確保する必要があることから、アームを上げた状態での走行となってしまうため、架空線の下では吊り荷走行を禁止とする。

○高さ制限柵(H=3.8m)を設置

注意喚起の“のぼり旗”の設置のみであったが、高さ制限柵等を設け防護措置を講じる。

令和元年6月期 工事事故発生事例

【事件事例②】 養生鉄板を横移動するため不適切な工具を使用していた作業員が、指を挟み負傷

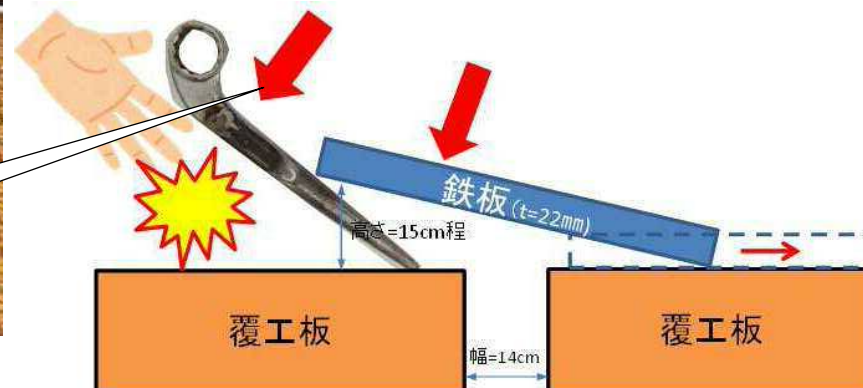
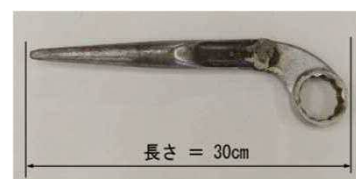
| | | | | | |
|------|--------|-------|-----------|------|----|
| 工事種別 | 一般土木工事 | 事故発生日 | 令和元年6月14日 | 気象条件 | 晴れ |
|------|--------|-------|-----------|------|----|

■事故概要

労働災害 - 資材の下敷きで負傷

- ・ 仮橋における覆工板の間に伸縮継手を施工するにあたり、継手部の段差を養生するために設置した鉄板を横移動する際に、覆工板と工具の間に指を挟んだ事故。
- ・ 鉄板の重量は約300kgあった為、2名で作業を実施していた。1名が長さ90cmのバールを使用し、一方の1名が長さ30cmのラチェットを使用して作業を行っていた。
- ・ ラチェットの用途は、ボルト締め等に用いる工具であり、重量物の横移動には不適切な工具であった。

■事故発生状況



令和元年6月期 工事事故発生事例

【事故事例②】 養生鉄板を横移動するため不適切な工具を使用していた作業員が、指を挟み負傷 発生要因

○不適切な工具の使用

本来ラチェットは、ボルトを締めること及びボルト穴を合わせる等を目的とした工具であるが、重量物を横移動する場合には不適切な工具であった。

○作業手順書の策定不足

伸縮継手部の作業手順に関して記載がなく、周知が十分にできていなかった。

◆本来ならば・・・

- ・作業に適応した建設機械及び工具を使用することとした作業手順書等を策定すべきであった。
- ・工具は取り扱い説明書に定められた正しい方法で使用すべきであった。

再発防止策

○工具の適正使用の遵守徹底、安全な作業方法の決定

作業指示書および手順書等に使用工具を明記し、適切な工具の使用状況を元請職員が確認する。

また、作業手順書等に記載された作業方法は、安全な作業方法であるか確認のうえ決定する。